

## 人権教育と学力

日時 2014年5月23日（金）13：00～14：30

場所 千里山キャンパス 尚文館 1階 マルチメディアAV大教室

講師 若槻 健（文学部准教授）

人権教育と聞いて、みなさんはどのようなものを思い浮かべられますか。部落差別や障害者差別、ジェンダーの問題を知識として知ることでしょうか。または、差別を許さない、「正義」の心を育む教育でしょうか。さらには、お互いを認め合うような人間関係づくりでしょうか。

文部科学省が、2008年にまとめた「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は、「人権教育を通じて育てたい資質・能力」として「人権に関する知的理解」、「人権感覚」、「自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度」を挙げています。もちろん、これらは人権教育に欠かせない事柄ではあるのですが、この「第三次とりまとめ」に抜け落ちているものがあります。それが、今回のテーマである「学力」です。なぜなら、学力をつけなければ、将来よのなかで生き抜いていくのが困難になっていくからです。

学力には、様々な捉えられ方がありますが、今回扱うのは、ペーパーテストで測ることのできる学力についてです。現代の学校教育では、本人の才能と努力さえあれば学力をつけることができると信じられてきましたが、必ずしもそうではないことが広く知られるようになってきました。すなわち、保護者の学歴や収入、教育への意識といった家庭背景によって子どもの学力は大きく規定されているということです。学校教育は、世の中の不平等を追認しているにすぎないのでしょうか。

確かに子どもの学力は様々な社会文化経済的背景に規定されています。それでも、困難な背景を抱えた子どもたちの学力を下支えしようとする学校や自治体の取り組みも行われています。本講座では、子どもたちの学力の状況とその規定要因を確認するとともに、学力格差を縮小しようとし、実際に効果を上げている取り組みについても紹介したいと思います。

\* \* \*

●聴講無料 予約は不要です。多数のご来場を歓迎します。  
手話通訳が必要な場合は、5月8日（木）までに人権問題研究室へご連絡ください。

第79回 10月24日（金）13：00～14：30 「障害者権利条約をどう生かすのか？～京都での条例作りの経験から～」(仮題)

第80回 11月28日（金）13：00～14：30 「戦争と女性」(仮題)

会場は、尚文館 1階 マルチメディアAV大教室



主催 関西大学人権問題研究室

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車

Tel 06-6368-1182 Fax 06-6368-0081

ホームページ <http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>